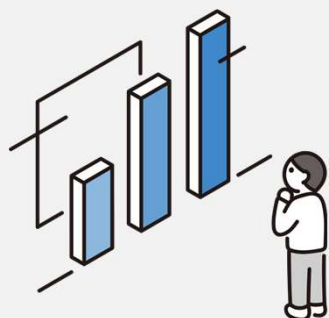




精神障害にも対応した地域包括 ケアシステムの構築に向けて

埼玉県福祉部
障害者福祉推進課

1

1

本日の流れ

- 1 埼玉県における精神障害にも対応した
地域包括ケアシステム構築について
～心のサポーター養成事業～
- 2 報告：入院者訪問支援事業の進捗状況について
- 3 情報提供：高次脳機能障害者支援について
自立訓練施設けやき荘について

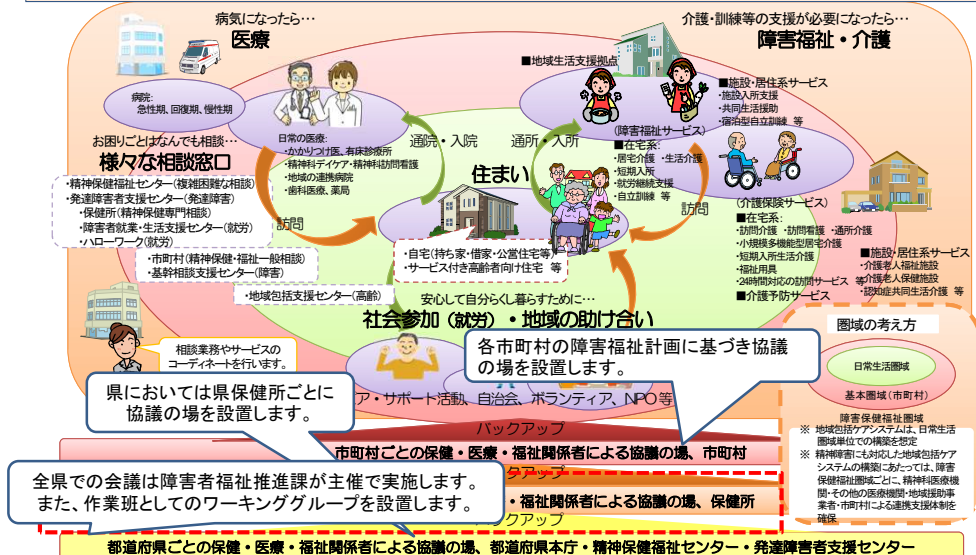
2

2

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

厚労省資料に一部追記

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



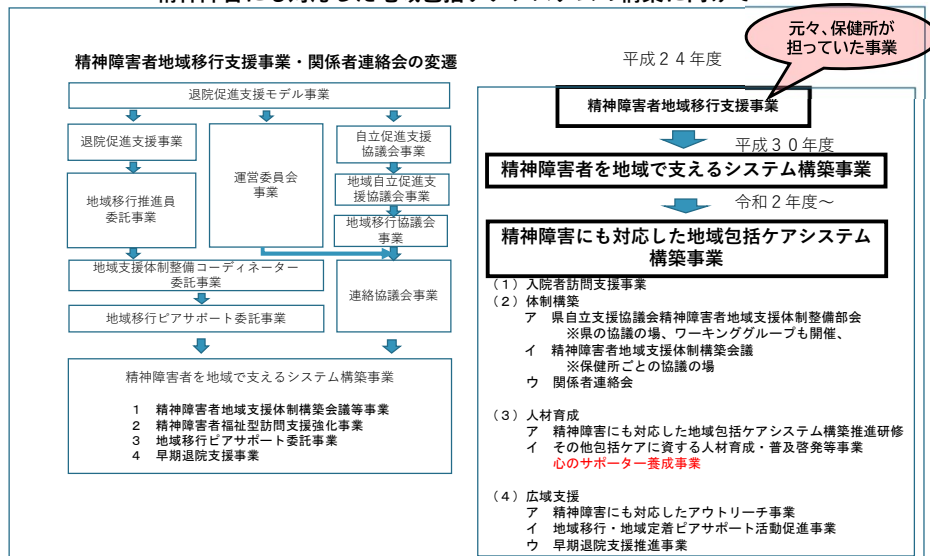
3

3

埼玉県

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて

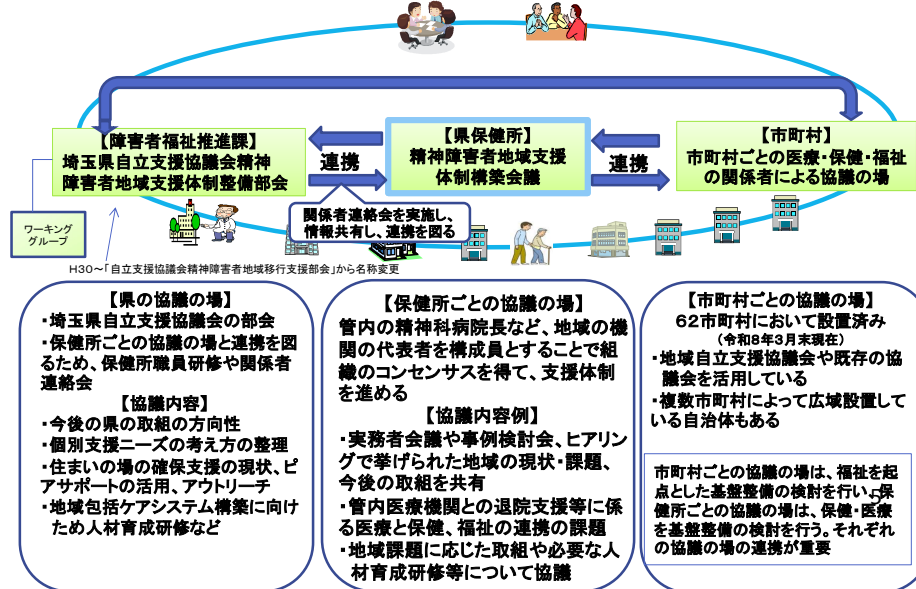


4

4

埼玉県における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた重層的な連携体制

市町村単位、保健所単位、県単位で保健、医療、福祉の関係者による協議の場を設置し、現状や課題を共有し、重層的な連携により地域の実情に応じた支援体制を構築する



5

心のサポーター養成事業

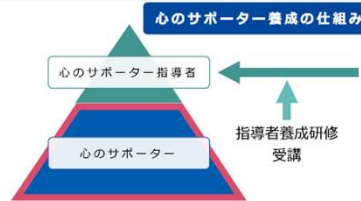
令和6年度予算額 27,546千円 → 令和7年度予算額 27,546千円

- 世界精神保健調査では、我が国の精神障害に罹患する生涯有病率が22.9%であり、精神疾患は誰でも罹患することが報告されている。「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」においても、地域住民への普及啓発を進めるにあたり、メンタルヘルス・ファーストエイドへの賛同が既に得られている。
- ※メンタルヘルス・ファーストエイド（MHFA）とは、地域の中で、メンタルヘルスの問題をかかえる人に対し、住民による支援や専門家への相談につなげる取り組み。

※心のサポーターの養成体制

①心のサポーター指導者
・精神保健に携わる者
または心の応急処置に関する研修をすでに受講している者
・2時間の指導者養成研修を受講

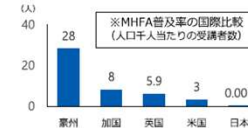
②心のサポーター
・2時間の実施者養成研修を受講



- 医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等の国家資格を有しており、精神保健に携わる者
- メンタルヘルス・ファーストエイド等の心の応急処置に関する研修を既に受講している者等

心のサポーターとは

「メンタルヘルスやうつ病や不安など精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する、傾聴を中心とした支援者」（小学生からお年寄りまでが対象）
⇒メンタルヘルス・ファーストエイドの考え方に基いた、
2時間程度で実施可能な双方向的研修プログラムを使用（座学＋実習）



今後の方向性	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
養成研修プログラム作成	8自治体*	18自治体**	30自治体***		
養成研修（モデル地域） （※養成者数は無条件）	939人	3,450人	7,280人		
養成研修（全国） （※養成者数は上記モデル地域も含めた累積値）				22,385人	
指導者養成マニュアル作成					
指導者養成研修（※研修者は無条件）	47人	145人	1,217人	2,591人	

*R3年度：福島県、埼玉県、神奈川県、京都府、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、岐阜県、富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

**R4年度：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、岐阜県、富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

厚生労働省資料

6

4. 成果目標(計画期間が終了する令和11年度末の目標)

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床への30日以上再入院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下 【新規】
- ・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上 【新規】
- ・K6により住民のこころの状態を把握 【新規】

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者数を82,000人以上 【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④障害児支援の提供体制の整備等

- ・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議会の設置：各都道府県・各市町村又は圏域 【新規】
- ・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）
- ・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域

⑤障害児支援の提供体制の整備等(続き)

- ・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）
- ・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
- ・障害児等への体系的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域 【新規】
- ・強度行動障害を有する児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各市町村又は圏域 【新規】

⑥地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑦相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする 【新規】

⑧障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

- ・人材確保や生産性向上に関するフックストップ窓口の設置 【新規】
- ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置 【新規】
- ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施

⑨障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする 【新規】

16

7

心のサポーター数の都道府県別の目標値(参考)

○ 各都道府県の目標値の目安は以下のとおり。

	令和6年度末実績	令和11年度末	令和15年度末
全 国	22,385	543,119	977,615
北海道	637	21,552	38,794
青森県	0	4,840	8,711
岩手県	572	4,498	8,097
宮城県	584	9,688	17,439
秋田県	0	3,664	6,595
山形県	36	4,262	7,672
福島県	587	7,129	12,833
茨城県	67	12,321	22,178
栃木県	351	8,090	14,561
群馬県	87	8,200	14,930
埼玉県	289	33,496	60,292
千葉県	630	28,444	51,199
東京都	1,356	67,096	120,773
神奈川県	3,865	40,478	72,861
新潟県	179	8,880	15,984
富山県	1	4,309	7,757
石川県	101	4,813	8,664
福井県	19	3,209	5,777
山梨県	252	3,292	5,926
長野県	55	8,691	15,643
岐阜県	96	8,271	14,887
静岡県	21	15,551	27,992
愛知県	1,132	33,565	60,417
三重県	180	7,412	13,341
滋賀県	244	6,257	11,263
京都府	285	11,114	20,005
大阪府	3,168	37,191	66,945
兵庫県	659	23,339	42,011
奈良県	145	5,456	9,821
和歌山県	2,428	2,405	4,329
鳥取県	0	2,298	4,137
島根県	126	2,721	4,897
岡山県	109	8,118	14,612
広島県	825	11,604	20,887
山口県	0	5,446	9,804
徳島県	1,343	2,156	3,880
香川県	37	3,993	7,187
愛媛県	139	5,405	9,729
高知県	243	2,614	4,704
福岡県	620	22,847	41,124
佐賀県	1	3,449	6,208
長崎県	837	4,783	8,609
熊本県	7	7,450	13,410
大分県	3	4,719	8,494
宮崎県	21	4,469	8,045
鹿児島県	48	6,591	11,864
沖縄県	0	6,843	12,317

○ 「日本の地域別将来推計人口 令和5(2023)年推計」(国立社会保障・人口問題研究所)の「都道府県別総人口と指数」で算出されている各都道府県毎の令和12年と令和17年の推計人口を基に、推計人口が令和12年から令和17年まで等しく増減するものと仮定し、令和15年の各都道府県毎の人口を推計した。

○ 推計した令和15年の各都道府県毎の推計人口が全国の推計人口に占める割合を用いて、全国で100万人達成するものとして、令和15年度末の各都道府県が達成する数を算出した。

○ 令和6年度末実績と令和15年度末の達成者数の目標値を用いて、令和6年度末実績を起点として、令和15年度末の目標に向けて各年度等しい数だけ心のサポーターを養成するものと仮定し、令和11年度末と令和15年度末の目標値を算出した。 出典：都道府県等入院者訪問支援事業担当者会議(令和8年1月19日開催)厚労省資料²⁸

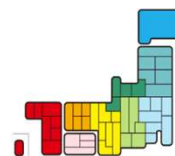
8

心のサポーター数

2026年7月1日時点で **41,540人** です。（速報値であり、今後変動する可能性もございます）

都道府県ごとの心のサポーター養成人数は、以下のとおりです（団体での養成者含む）。

北海道	866人	新潟県	285人	鳥取県	30人
青森県	-	富山県	1人	島根県	208人
岩手県	1,273人	石川県	970人	岡山県	229人
宮城県	1,537人	福井県	76人	広島県	1,761人
秋田県	1人	山梨県	391人	山口県	-
山形県	65人	長野県	80人	徳島県	2,359人
福島県	1,009人	岐阜県	249人	香川県	37人
茨城県	121人	静岡県	100人	愛媛県	407人
栃木県	1,041人	愛知県	2,098人	高知県	560人
群馬県	257人	三重県	774人	福岡県	1,386人
埼玉県	602人	滋賀県	371人	佐賀県	1人
千葉県	1,249人	京都府	485人	長崎県	1,197人
東京都	2,906人	大阪府	4,465人	熊本県	68人
神奈川県	5,906人	兵庫県	1,766人	大分県	52人
		奈良県	291人	宮崎県	79人
		和歌山県	3,882人	鹿児島県	48人
				沖縄県	1人



出典：ココサポ事務局ホームページ

令和7年度心のサポーター養成事業概要

厚生労働省資料

【用語の定義】
都道府県等：都道府県、指定都市、保健所設置市、特別区
市町村：保健所設置市を除く市町村
団体等：企業、保険者、官公庁、教育機関、職能団体、法人等

※ 表内赤字は今年度新設

	研修主催者	主催者の役割	事務局（国）の役割
国の効果検証なし	都道府県等、市町村、団体等	- 事務局への事業実施申請 - 指導者への依頼と調整 - 対象者への開催案内、申込及び当日受付、出席状況の把握及び管理 - 研修会場の手配及び準備 - 研修資料の配付及び研修当日の運営 - 事務局への実施結果報告 - 修了者への認定証の配付 - 指導者への謝金・旅費の支払い等	- 指導者の派遣調整 - 各種フォーマット、運営マニュアル、研修資料の提供 - 認定証データの作成、提供 - 疑義照会への対応 等
国の効果検証あり	市町村、団体等	- 対象者への開催案内、申込及び当日受付、出席状況の把握及び管理 - 研修会場の手配及び準備 - 研修資料の配付及び研修当日の運営 - 事務局への実施結果報告、効果検証への協力 - 修了者への認定証の配付 等	- 開催に係る調整、提案、協議及び指導者の派遣調整 - 各種フォーマット、運営マニュアル、研修資料の提供 - 認定証の作成、提供 - 指導者への謝金・旅費の支払い - 会場費（実費相当 最大5,500円）の支払い - 疑義照会への対応 等
	都道府県等、市町村、団体等	- 対象者への開催案内、参加申込受付、当日受付、出席状況の把握及び管理 - 研修会場の手配及び準備 - 研修資料及び認定証の配付 - 研修講師に対する謝金及び旅費の支払い	- 講師の紹介 - 選択研修の管理

精神障害にも対応した 地域包括ケアシステム研修

心のサポーター養成講座 取組報告(小川町)

令和8年10月8日
小川町健康福祉課 飯塚

11

11

■小川町特色



人口
26,790人



世帯数
13,146世帯



高齢化率
44%
県内3位(63市町村)

12

(令和8年7月1日) 出典 MapFan

12

■「心のサポーター養成講座」 実施のきっかけ



第2次元気アップおがわプラン

(小川町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画)

(3)いのちを支える体制の充実【自殺対策計画】

【行政の取組】

相談支援者や身近な支援者の資質向上のための研修の実施

13

13

■「心のサポーター養成講座」 実施のきっかけ



町の取組み(小川町自殺対策計画)
町で実施していた既存の事業(健康講演会)
国が推進している事業(心のサポーター)
➡町のニーズと国の施策がマッチした！

埼玉県けんこう大使
小川町イメージキャラクター『星夢ちゃん』

14

14

■既存事業に盛り込んだ経緯

事業名	健康講演会
目的	住民が自らの健康に関心を持ち、生涯を通じて心身の健康を保持・増進するための知識の普及と啓発を図る
開催	年1回
内容	毎年異なる内容で実施 令和6年度 あなたが支えている人 あなたを支えてくれた人 ～あなたを救ったひとことは何ですか～ 令和5年度 健康ウオーキングのススメ ～ウオーキングで心も体も快適に！～
講師謝礼	30,000円以内
対象	小川町民

健康講演会
心のサポーター養成研修
～ここは見えない。だから、聴く。～

誰もがここらの不調を体験する時代。そのサインに気づける周りの人や、ここらの
得意手までできる人を増やしていくことが大切です。メンタルヘルスの理解を広
めていき、ここらの不調で悩む人が訪れやすくなる手助けを一緒に学びましょう。

講師 精神保健福祉士 上野 陽弘 氏
【経歴】 こども心のケアハウス風山学園
多機能化事業管理者
大妻女子大学家政学部・人間関係学部
非常勤講師
【経歴】 県内小中学校の臨時採用教員、精神科
病院での精神保健福祉士を経て現職

12月19日（金）
午後1時30分～3時30分
（受付：午後1時～）
場 所 リリッパおがわ2階
会議室1・2
参加費 無料
定 員 20名程度
申込み オンライン
（QRコードから申込み）
電話または窓口

第1部
心のサポーター養成講座
第2部
高次脳機能障害を知ろう

自分で行ける
みんなが支え合
健康づくり！
（※申込者限定）

小川町役場 健康福祉課
問合せ・申込み 0493-72-1221（内線157）

15

15

■工夫した点

周知方法

- ・ 広報、町ホームページ、LINEなどで幅広く周知
- ・ 民生委員児童委員定例会内で周知

申込方法

- ・ 民生委員児童委員定例会内でその場で申込受付
- ・ オンライン受付も実施

開催方法

- ・ 民生委員児童委員定例会と同日に実施
- ・ 町内でもアクセスの良い施設で開催

16

16

■参加者の反応

参加者アンケート（内容について）

心のケアは気が付いて声をかけることが
第一歩とうかがい、気持ちが楽になりました
声掛けと傾聴の大切さと難しさを痛感しました
相手の気持ちになって聞く「聞き役」は難しい
ことですが、人間関係がスムーズにいくことに
つながると感じました

「正論」を言うのではなく、まず相手の心情を
察し頷くことが大切

参加者アンケート （講師について）

講師の明るさが良かったです
気持ちの誘導がうまくかったので
勉強になりました

先生のユーモアさに安心を
感じました



17

17

■まとめ

町の需要と国の供給がマッチした

使える予算が確保されていた

参加者の反応が良かった

18

18

心のサポーター指導者研修について



指導者養成研修について

① 目的

心のサポーターを養成する指導者を育成することです。指導者とは、地域で開催される心のサポーター養成研修の講師を務める等、事務局や自治体と連携して、心のサポーターの活動を支援する人を指します。

② 受講資格

医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等の国家資格を有しており、精神保健に関わる方、またはメンタルヘルスファーストエイド等の心の応急処置に関する研修を既に受講している方

■メンタルヘルス・ファーストエイド研修については[こちら](#)

③ 受講費用

無料です。

④ 研修の内容

オンラインで120分の共通研修を受講後、オンデマンドにて選択研修動画を視聴の上、最後に確認テストを受験していただきます。1科目でも合格されますと後日認定証が発行されます。

出典：ココサポ事務局ホームページ（[指導者養成研修について](#) | [心のサポーター](#) | [ココサポ養成事業](#)）

本日の流れ

- 1 埼玉県における精神障害にも対応した
地域包括ケアシステム構築について
～心のサポーター養成事業～
- 2 **報告：入院者訪問支援事業の進捗状況について**
- 3 情報提供：高次脳機能障害者支援について
自立訓練施設けやき荘について

1. 入院者訪問支援事業の経緯・目的

- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、入院者のうち、家族等がない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は都道府県、政令指定都市、特別区、保健所設置市（以下、「都道府県等」という。）

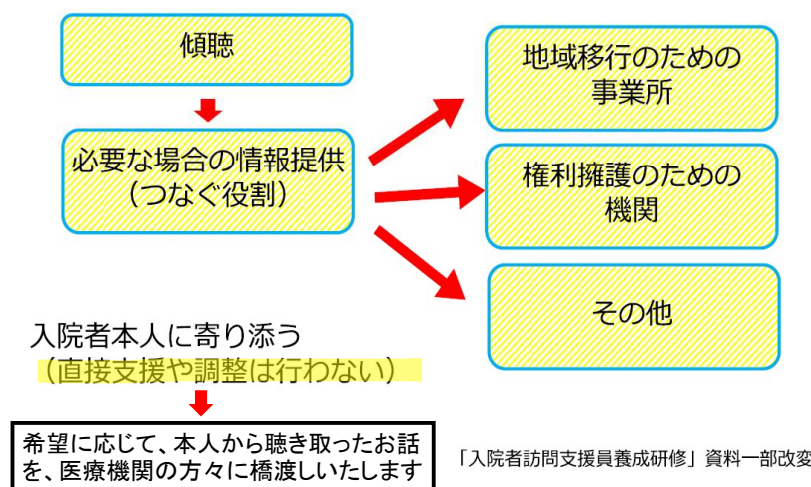


精神科病院に入院している支援対象者の自尊心低下、孤独感、日常の困りごと等の解消が期待される。

21

21

入院者訪問支援事業の機能



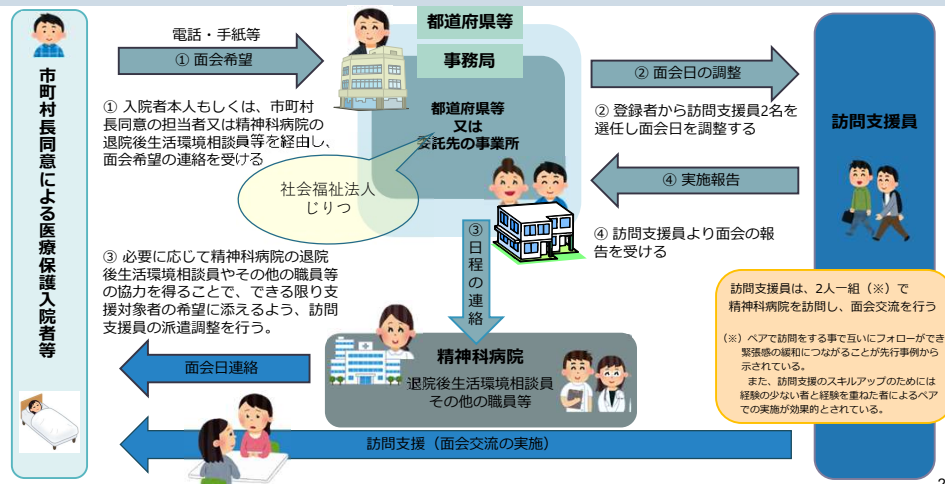
入院者訪問支援事業運営研修資料（R6.2.21）
国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所 地域精神保健・法制度研究部
藤井 千代 を一部改変

22

22

訪問支援員派遣の流れ

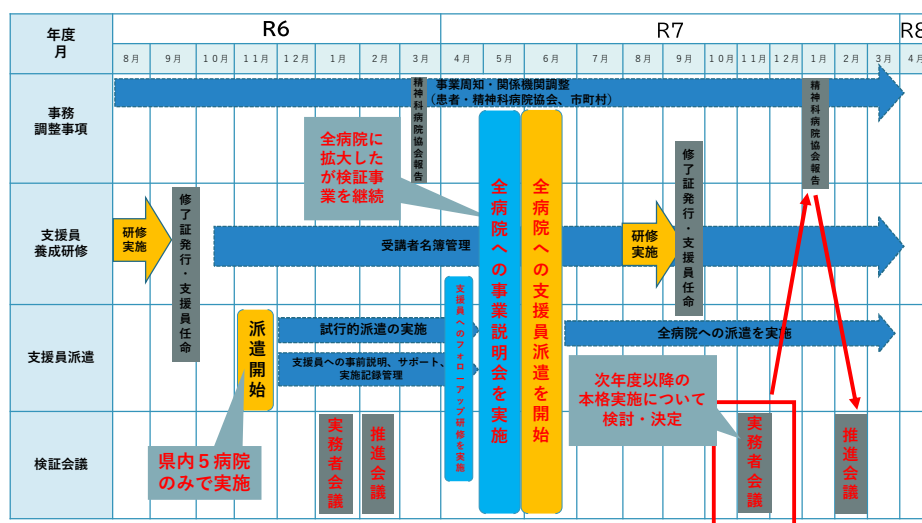
- 都道府県等は、研修を修了した者のうち、訪問支援に適任であると認めた者について、訪問支援員として任命する。
- 入院者から訪問支援員との面会希望があった場合に、派遣調整を行う。
- 本人以外の者からの依頼については、本人の意向であることを確認した上で派遣調整を開始する。
- 事務局は、支援対象者の意向を確認した日付及びその方法等については、個別に記録しておくこと。



23

23

入院者訪問支援事業 実施状況



実務者会議：県・事務局および訪問支援員、訪問支援を受け入れる精神科病院の関係者等が、事業の具体的な課題や支援のあり方等について協議する場とする

推進会議：県・事務局および訪問支援員、訪問支援を受け入れる精神科病院の関係者等が、事業の実施状況や実務者会議から報告される内容を基に、事業の進め方について検討や見直しを図る場とする

24

24

入院者訪問支援員養成研修実施状況

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日程	令和6年8月29日 30日	令和7年8月22日 25日	令和8年7月27日 28日
参加者数	51名	12名	19名
専門職/ピアサポーター内訳	25名/26名	11名/1名	11名/8名

カリキュラム

- ①動画学習及び意見交換:入院者訪問支援の意義と目的、訪問支援員の役割、精神医療の現状と課題等々)
- ②演習:ロールプレイ等(出会いの場面、実際の相談場面)
- ③シンポジウム:入院者訪問支援事業の意義と支援員の役割～それぞれの立場から～
精神科医療機関Dr・PSW、入院者訪問支援員(専門職、ピアサポーター)、行政

25

25

入院者訪問支援検証事業 支援の実施状況

令和6年度

支援依頼件数:4件 支援実施件数:3名(のべ5回訪問)

- ・戸田病院:1件、1名(1回)
- ・大宮厚生病院:1件、1名(2回)
- ・西熊谷病院:1件、1名(2回)
- ・北辰病院:1件

令和7年度(R8.3月末現在)

支援依頼件数:20件 支援実施件数:10名(のべ19回訪問)

- ・順天堂越谷病院:4件、2名(4回)
- ・埼玉精神神経センター:2件、1名(2回)
- ・北深谷病院:9件、5名(9回)
- ・彩北病院:4件、2名(4回)
- ・川越同仁会病院:1件、1名(0回)

累計:支援依頼件数:24件 支援実施件数:13名(のべ24回訪問)

26

26

入院者訪問支援事業の実施に係る自治体の課題等

キーワード

背景にある課題・論点

都道府県・指定都市

事業運営・事業展開

- ・ 訪問支援員の派遣について、モデル実施の実績をふまえ、全県での標準的な実施体制をどのように確立するか。
- ・ 訪問支援員の人材確保や多様な属性を持つ人々に受講してもらうために、研修の枠組みや募集方法について、どのような働きかけや工夫をすればよいか。
- ・ 訪問支援員が活動内容に関して相談することができる等のフォローアップ体制をどのように構築するか。
- ・ 安定的かつ持続的な事業運営を行うための事務局体制（人材配置や受付時間等）をどのように整備するか。
- ・ 事業を適切に評価し、必要な予算を確保するための方策をどのように構築するか。

医療機関や近隣自治体
（市町村や隣接する都
道府県等）との
連携や周知・広報

- ・ 支援対象者が事業を利用しやすくなるよう、当該事業の周知を担う市町村の事業に関する理解を深めてもらうための方策や連携体制をどのように構築するか。
- ・ 支援対象者が事業を利用しやすくなるよう、医療機関と連携し、支援対象者に対して事業の周知等の協力を得るための体制をどのように構築するか。
- ・ 都道府県・指定都市の圏域をまたぐ対象者に対して、事業を適切に利用してもらうための役割分担や連携体制をどのように構築するか。

市区町村

事業の周知・広報

- ・ 事業対象となる入院患者や医療機関に対する事業の理解を深めるために、市町村長同意による面会機会等を活用した周知や広報について、どのような工夫をすればよいか。

都道府県・指定都市
との連携強化

- ・ 事業の実施状況や課題等の必要な情報共有等について、実施主体である都道府県・指定都市との連携体制をどのように構築するか。

17

第1回都道府県等担当者・アドバイザー等合同会議（令和8年6月9日開催）厚労省資料

27

入院者訪問支援事業において市町村に期待されること

- 市町村長同意後の面会時に、入院者に対してリーフレット等を用いて入院者訪問支援事業の紹介を行う。
- 都道府県等が実施する訪問支援員養成研修の実施や、訪問支援員の派遣に関して協力を行う。
- 都道府県等の求めに応じて、会議体や打ち合わせ等に参画し、都道府県等及び関係機関との連携を図る。

保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領（抄）

第2部 市町村

第3 業務

3 医療保護入院に係る市町村長同意及び同意後の業務

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条第二項及び第六項の規定に基づく医療保護入院及びその入院の期間の更新の際に市町村長が行う同意について」（昭和63年6月22日付障発743号発各都道府県知事あて厚生省保健医療局長通知）中の「五 同意後の事務」に定められているとおり、入院の同意後、市町村の担当者は、速やかに本人に面会し、その状態を把握することなど、適切に業務を実施すること。また、市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、第三者による支援が必要と考えられる者に対し、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するものとして法第35条の2において入院者訪問支援事業が法定化された。都道府県等が本事業を実施している場合においては、市町村長同意後の入院者との面会時にリーフレット等を用いて本事業について紹介するほか、本人が本事業の利用を希望した際には、訪問が速やかに実施されるように都道府県等と連携を図ること。

市町村が行う協力（例）

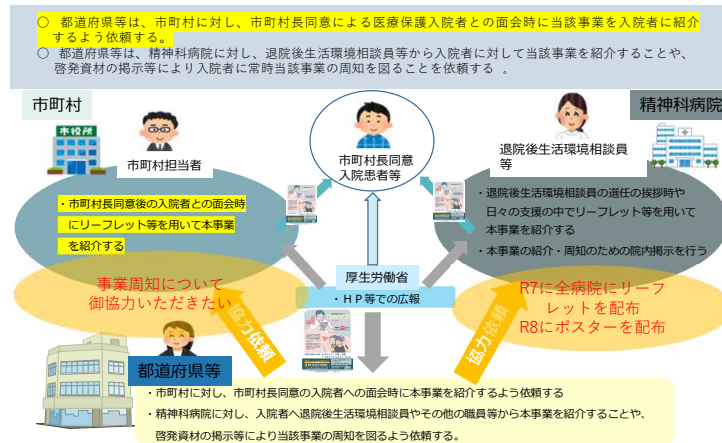
- ・ 事業の周知（庁舎内にポスターを掲示する・入院患者等にリーフレットの配布する等）
- ・ 訪問支援員養成研修の講師・ファシリテーターとして職員を派遣する、開催案内の周知等
- ・ 推進会議・実務者会議への参加 等

18

第1回都道府県等担当者・アドバイザー等合同会議（令和8年6月9日開催）厚労省資料

28

入院者への事業周知



29

29

入院者訪問支援事業リーフレット

お話を聞かせてください

「さびしい」「誰に相談したらいいの？」
一緒に考えることができます。
必要な時は情報提供や相談先をご案内します。

○連絡先 ここたま事務局（社会福祉法人しりつ）
070-3392-5119（祝日・年末年始除く）
せろなせろな-さみしいところに-いつでもいいちきゅう

・病院の担当者様からご連絡を頂く場合
火曜日～土曜日 9時00分～17時00分

・患者様から直接お電話を頂く場合
水曜日 13時00分～16時00分

**あなたの立場に立って
お話を伺います**

○ここたまとは
埼玉県・さいたま市入院者訪問支援事業
「こころ寄り添う埼玉」の愛称です。

○入院者訪問支援事業とは
あなたからの希望で、訪問支援員が訪問します。
市町村長同意による医療保護入院者か、埼玉県・さいたま市が認め、当事業による支援を希望する方も利用できます。

○訪問支援員とは
福祉の従事者とピアサポーターが2人1組で訪問します。

※ピアサポーターとは精神疾患や精神科病院入院経験があり、その経験を活かしてサポートをする人です。

○訪問までの流れ

- ①電話をする
- ②日程調整
- ③2人で訪問

埼玉県マスコット「コロン」 「さいたまっちゃん」

○ご説明

1. 面会時間はおよそ30分から1時間になります。
2. 入院中に1ヶ月に1回で計2回利用ができます。
3. 病院の相談員さんへ利用を希望するか事務局にお電話ください。入院先と調整の上で訪問日を決めます。
4. 訪問する人は代わることがあります。
5. お金はかかりません。無料です。
6. 電話相談はしていません。訪問したときに直接お話を聞かせてください。
7. 秘密は守ります。あなたの同意なくお話しした内容を病院の職員や他の人にお伝えすることはありません。

**ここたまのご案内
入院者訪問支援事業**

**埼玉県
さいたま市**

精神科に入院されている方へ

30

30

本日の流れ

- 1 埼玉県における精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築について
～心のサポーター養成事業～
- 2 報告：入院者訪問支援事業の進捗状況について
- 3 情報提供：高次脳機能障害者支援について
自立訓練施設けやき荘について

31

31

高次脳機能障害とは？

事故や病気などで脳に損傷を受けた後、記憶力や注意力の低下などの症状が現れ、日常生活や社会生活に支障が出てきてしまう障害を「高次脳機能障害」といいます。

高次脳機能障害の症状は損傷を受けた脳の部分や範囲によって異なり、失語・失行・失認のほか記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などがあります。

記憶障害や注意障害などの症状は、身体の障害とは違って外見からわかりにくく、本人に自覚がないことも多いため、「見えない障害」と言われています。

高次脳機能障害の主な障害は？

記憶障害

- ▶ 直前の出来事を覚えていない
- ▶ 何度も同じことを話したり、質問する
- ▶ 忘れても自覚がない 等



注意障害

- ▶ 集中できない、気が散りやすい
- ▶ 簡単なミスが多い
- ▶ 行き当たりばったりの行動をする
- ▶ 臨機応変に対応できない 等



遂行機能障害

- ▶ 物事の優先順位をつけられない
- ▶ 行き当たりばったりの行動をする
- ▶ 臨機応変に対応できない 等



社会的行動障害

- ▶ 意欲がない、何もしようとしない
- ▶ 些細なことで怒り出す
- ▶ 融通がきかない、こだわりが強い 等



高次脳機能障害者支援センター相談窓

受付時間 午前9時～午後5時
(祝祭日を除く月曜日～金曜日)
※さいたま市は午後4時まで

県全域

埼玉県高次脳機能障害者支援センター

電話：048-781-2236(相談専用)

住所：上尾市西貝塚148-1

(埼玉県総合リハビリテーションセンター)

東部圏域

利根圏域

南部圏域

埼玉県高次脳機能障害者東部地域支援センター

電話：080-8181-4148(相談専用)

住所：春日部市緑町6-11-48

(医療法人光仁会 春日部厚生病院)

川越比企圏域

利根圏域

南部圏域

埼玉県高次脳機能障害者西部地域支援センター

電話：049-237-0730(相談専用)

住所：川越市安比奈新田283-1

(医療法人真正会 霞ヶ関南病院)

県央圏域

北部圏域

秩父圏域

埼玉県高次脳機能障害者県央地域支援センター

電話：048-596-2221(代表)

住所：鴻巣市八幡田849

(社会福祉法人恩賜財団済生会支部

埼玉県済生会鴻巣病院)

さいたま

さいたま市高次脳機能障害者支援センター

電話：048-646-3125(相談専用)

住所：さいたま市大宮区吉敷町1-124-1

(さいたま市障害者更生相談センター)

さいたまけん

埼玉県

こうじのうきのうしょうがいしゃ
高次脳機能障害者
しえん
支援センター

埼玉県では県内4か所の
高次脳機能障害者支援センターに
相談窓口を設置しています。

※さいたま市はさいたま市更生相談センター内に
高次脳機能障害者支援センターを設置しています。

高次脳機能障害でお困りの方や御家族のほか、
病院、福祉施設の職員など支援する方からの
御相談もお受けしています。
まずはお気軽に御相談ください。



発行：埼玉県総合リハビリテーションセンター

彩の国 埼玉県

32

高次脳機能障害者支援法

令和8年4月1日に高次脳機能障害者支援法が施行されました。

高次脳機能障害への理解を促進するとともに、高次脳機能障害者の自立及び社会参加のための生活全般に対して、どの地域でも、あらゆる段階で、切れ目ない支援を提供することを目的とした法律です。

法に基づき、埼玉県、さいたま市では高次脳機能障害者支援センターに相談窓口を設置しています。

埼玉県 高次脳機能障害者支援センターでは関係機関と協働して支援を行います

高次脳機能障害者支援センターの主な支援内容

- ・ 医療(診断・リハビリ)
- ・ 福祉サービスや制度利用
- ・ 復職や就労、復学等
- ・ 日常での困りごと(対応方法等)

高次脳機能障害に関する相談

- ・ 対応方法に関する提案
- ・ サービス利用や復職等に向けた助言・情報提供
- ・ 関係機関との調整
- ・ 各種支援
- ・ 支援機関への後方支援
- ・ 家族会等への支援
- ・ 地域支援ネットワーク構築
- ・ 普及啓発、研修実施
- ・ 地域連携

33

高次脳機能障害者への支援について

令和8年4月1日に高次脳機能障害者支援法が施行されました。

高次脳機能障害への理解を促進し、高次脳機能障害者の自立及び社会参加のためその生活全般にわたる支援を図ることを目的として、高次脳機能障害者支援法が制定されました。

埼玉県では、法に基づき県内4つの医療機関を高次脳機能障害者支援センターとして設置し、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する関係機関との連携の下に、どの地域においても、高次脳機能障害者があらゆる段階で切れ目なく支援を受けられるよう取り組んでいます。

※：さいたま市はさいたま市更生相談センター内に高次脳機能障害者支援センターを設置しています。

高次脳機能障害とは？

事故や病気などで脳に損傷を受けた後、記憶力や注意力の低下などの症状が現れ、日常生活や社会生活に支障が出てきてしまう状態をいいます。

記憶障害

- ・ 直前の出来事を見えていない
- ・ 物の置き場所を忘れる
- ・ 何回も同じことを話す

注意障害

- ・ 作業を長く続けられない
- ・ ぼんやりしていてミスが多い
- ・ 同時に二つのことができない

実行機能障害

- ・ 物事の優先順位をつけれない
- ・ 計画的に行動できない
- ・ 職場に急に行動できない

社会的行動障害

- ・ 意図がない、何もしようとならない
- ・ 感情がこたない、こだわりが強い

高次脳機能障害者支援センターとは？

高次脳機能障害者支援センターでは、高次脳機能障害者のお困りの方や支援者からの相談に対応しています。

お気軽にお近くの高次脳機能障害者支援センターに御相談ください。

高次脳機能障害者支援センターの支援内容

- ・ 医療(診断・訓練)に関する相談
- ・ 福祉サービスや制度利用に関する相談
- ・ 復職や就労、復学等に関する相談
- ・ 日常生活での困りごと(対応方法)等に関する相談
- ・ サービス利用や復職等に向けた関係機関との調整 など
- ・ 支援機関への後方支援
- ・ 家族会等への支援
- ・ 地域支援ネットワークの構築
- ・ 普及啓発、研修実施

県内5か所の高次脳機能障害者支援センターは画面を御参照ください

高次脳機能障害に対応できる医療機関

埼玉県では、高次脳機能障害に対応できる医療機関の一覧を県のホームページに掲載しています。受診の際は必ず事前にお問い合わせください。

高次脳機能障害に対応できる医療機関

埼玉県高次脳機能障害者支援センター 埼玉県高次脳機能障害者支援センター

高次脳機能障害者支援センターでは関係機関と協働して支援を行います

高次脳機能障害をお持ちの方の障害の状態及び生活の実態に合わせて、様々な課題に対応していくため、埼玉県では各圏域で関係機関のネットワークの構築に取り組んでいます。

高次脳機能障害者支援センターでは、高次脳機能障害者のお困りの方からの相談をお受けいたします

受付時間 午前9時～午後5時(祝祭日を除く月曜日～金曜日) ※さいたま市は午後4時まで

埼玉県高次脳機能障害者支援センター (県総合リハビリテーションセンター)	埼玉県高次脳機能障害者西部地域支援センター	埼玉県高次脳機能障害者県央地域支援センター	埼玉県高次脳機能障害者西部地域支援センター	埼玉県高次脳機能障害者県央地域支援センター	さいたま市高次脳機能障害者支援センター
住所: 上尾市西月148-1 (埼玉県総合リハビリテーションセンター)	住所: 川越市西月148-1 (埼玉県総合リハビリテーションセンター)	住所: 川越市西月148-1 (埼玉県総合リハビリテーションセンター)	住所: 川越市西月148-1 (埼玉県総合リハビリテーションセンター)	住所: 川越市西月148-1 (埼玉県総合リハビリテーションセンター)	住所: さいたま市大宮区吉敷町1-124-1 (さいたま市障害者更生相談センター)
電話: 048-781-2236 (相談専用)	電話: 080-8181-4148 (相談専用)	電話: 049-237-0730 (相談専用)	電話: 048-596-2221 (代表)	電話: 048-646-3125 (相談専用)	

34

自立訓練施設 けやき荘の御案内 ～心の病を抱えた方へ～



済生会鴻巣病院グループ
自立訓練施設 けやき荘

けやき荘 概要	
事業内容	1. 自立訓練（生活訓練） 2. 宿泊型自立訓練 3. 短期入所・空床型（ショートステイ）
定員	20名（全個室）
利用期間	概ね2年間

※指定管理者制度による管理
平成2年4月埼玉県立施設として開所。
令和3年4月より指定管理者制度により、当法人が管理を行っています。
指定管理者制度とは、公の施設の管理を民間に任せる制度です。

入所までの流れ

- 1 主治医やソーシャルワーカー、相談支援専門員にご相談下さい
- 2 電話にてご予約のうえ、見学にお越しください
- 3 ソーシャルワーカーや相談支援専門員に「入所希望者資料」を作成・提出していただきます
- 4 利用前面談を行います
- 5 宿泊体験をしていただきます（必要に応じて障害福祉サービスの申請を行います）
- 6 利用調整会議で受入れの判定を行います
- 7 利用前面談を行います
- 8 正式な利用開始です




【お問合せ】
 自立訓練施設 けやき荘
 〒362-0806
 埼玉県北足立郡伊奈町小室818-2

【TEL】 048-723-1444
【FAX】 048-792-0302

35

どんな人が利用するの？ 心の病を抱えた方の自立を支援します！ 概ね16歳～65歳まで

「精神科病院や児童養護施設等から心の病を抱えた方が地域生活に移る準備」のための利用

「心の病を抱えた方が親元から離れた生活をする準備」のための利用

「家族関係において衝突が多く、距離を取る（自立）準備」のための利用

「虐待や養護者の急病など生活基盤の喪失など緊急的に避難をする」ための利用

「自身の生活の立て直し（生活のリズム、金銭管理など）」のための利用

「休息」のための利用

自分にあった生活やサービスを見つけるための利用

36

ご清聴
ありがとうございました

